

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
1	参加資格要件	実施方針	p13	第2章 第3節2	3,000㎡以上の公共施設の設計実績は、改装、増築でもよいのでしょうか。また、その場合建物全体面積と考えてよいのでしょうか。	改装は不可とし、増築は増築面積が3,000㎡以上あれば実績として認めます。
2	光熱水費の負担	要求水準書(案)	p7	第1.4	「余熱が供給されない場合は本市が負担する」とは新ごみ処理施設が休業の場合のことなのか、ないしはトラブルにより供給されない場合のことなのでしょうか。	供給停止日数が7日/年を超えた場合には、8日/年以降の燃料費の増額分を市が負担する予定です。
3	立地条件	要求水準書(案)	p13	第1.7	北側新設道路に口径150mmの給水管を敷設予定とのことですが、施設の一部に井水、温泉をくみ上げて利用することは可能でしょうか。	埼玉県条例等の範囲で利用可能です。
4	立地条件	要求水準書(案)	p13	第1.7	浸水深ランク3.0～5.0m未満、湛水想定0.25～0.5mとのことですが、2階建て計画を想定した場合、1階床高0.5m以上で2階床高5m以上を理想として計画すべきでしょうか。	余熱利用施設は災害時に一時的な避難場所としての活用を想定しているため、盛土を行うこととしています。また、新ごみ処理施設については、提案により最大浸水深(T.P.+12.04)以上に嵩上げる予定です。これらの計画を踏まえた造成計画、設えをご検討ください。(詳細は、入札公告時に図面をお示しします)
5	運営時間	要求水準書(案)	p14	第1.7	様々な地域や世代の人に訪れていただくためには、閉館時間が早すぎると思われます。開館時間の制限はあるのでしょうか。	ご提案により延長も可としますが、具体的な閉館時間については、事業提案書提出までに本市と協議を行うようにしてください。
6	利用料金	要求水準書(案)	p17	第1.7	個々の単独利用料金とは別に継続を促すため月会費制を導入することは可能でしょうか。	可能です。
7	健康増進施設認定制度の適用	要求水準書(案)	p17	第1.7	「運動型健康増進施設の認定を受けられる水準を確保する」とありますが、指定運動療施設法の指定を目指した場合でも、本市は医療機関の選定及び提携に協力いただけるのでしょうか。その場合、本市からの選定が優先されるのでしょうか。	可能な範囲で協力します。詳細は、事業契約締結後に協議します。
8	施設配置	要求水準書(案)	p26	第2.4	浸水想定高さ以上の盛土を行うこととありますが、浸水深ランク5m以上の盛土を行わなければならないということでしょうか。また盛土が必要とされる理由をお教えいただけないでしょうか。	余熱利用施設は災害時に一時的な避難場所としての活用を想定しているため、盛土を行うこととしています。また、新ごみ処理施設については、提案により最大浸水深(T.P.+12.04)以上に嵩上げる予定です。これらの計画を踏まえた造成計画、設えをご検討ください。(詳細は、入札公告時に図面をお示しします)
9	発電設備	要求水準書(案)	p30 p53	第2 4.5	建物屋上や駐輪場上部に太陽光発電設備を可能な限り設置することとありますが、新ごみ処理施設から十分な電気が無償供給された場合でも設置しなければならないのでしょうか。また必要とされる理由をお教えいただけないでしょうか。	前段: お見込みのとおりです。 後段: ゼロカーボンシティ実現に向けた環境啓発のためです。
10	基本協定書	実施方針	p12	第2章 第2節 5 (1)	基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きたい。	入札公告時にお示しします。
11	基本協定書	実施方針	p12	第2章 第2節 5 (1)	基本協定書において、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合は、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定していただきたい。	入札公告時にお示しします。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
12	基本協定書	実施方針	p12	第2章 第2節 5 (1)	基本協定書における違約金は、事業契約締結前までに違約金事由に抵触した場合に課される形としていただきたい。	入札公告時にお示しします。
13	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	実施方針	p24	第6章 第2節	維持管理・運営期間に事業者帰責事由により課される違約金は、維持管理・運営業務に係るサービス対価の年額10%程度としていただきたい。	入札公告時にお示しします。
14	提案等の審査	実施方針	p17	第2章 第5節 1	予定価格は、提案時に使用する割賦対価の基準金利にて積算し、設定いただけないでしょうか。 または、予定価格を算出された際の金利を、提案時に使用する基準金利としていただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
15		実施方針			付帯事業は、本体事業とはリスクを分けたいため、事業又は契約を分けていただきたい。	入札公告時にお示しします。
16	リスク分担の考え方	実施方針		資料1	リスク分担表の負担者に関する考え方	入札公告時にお示しします。
17	提案施設と付帯施設	要求水準書(案)	p97-98		提案施設と付帯施設について、その違いと求めている意図	<p>提案施設は、余熱利用施設内または公園施設として本事業の予定価格の範囲内で整備可能な施設です。本事業の目的に即し、公共施設として相応しい施設であれば、提案施設として認めます。ただし、提案施設は公共施設となることから、公共施設の集約(アセットマネジメント)の観点から、延べ床面積6,000㎡程度となるよう留意してください。提案書の提出前に、提案内容について、予め本市と協議ください。</p> <p>加えて、公園における提案施設については、要求水準書P8、P54に記載の事項をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物以外のものを対象とする。 ・都市公園法に定める公園施設とする。(原則として、公園事業の在庫補助対象となる施設とします。) ・ただし、単独での運動施設の提案は不可とする。 ・公園施設のうち、飲食店、売店その他当該施設から収益が生じる施設については、付帯施設として提案すること。 <p>一方、付帯施設は、設置管理許可により公園内に民間施設として独立採算で整備可能な施設です。都市公園法に挙げられる施設であることを前提として、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能であれば認めます。</p> <p>なお、要求水準書P98に記載のとおり、公園施設の設置管理許可を受ける必要があり、また、本市に対し、使用料を支払うものとします。</p>
18	提案施設と付帯施設	要求水準書(案)	p97-98		飲食機能を公園に整備する場合、付帯施設の扱いとなるのか。	公共施設となります。
19	運営業務を行う者	実施方針	p15		運営業務を行う者について、入札参加資格者名簿の登録機会を設けてほしい。	久喜市入札参加資格者名簿(物品等)については、毎月、登録を受け付けていますので、ご確認の上、間に合うようご登録下さい。 なお、登録の申請受付は埼玉県で行っています。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
20					本多清六の理念の考え方については、事業者の提案によるものでよいか。評価基準にどの程度反映されるものか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:評価基準は、入札公告時に提示します。
21					価格点と提案点の割合について	評価基準は、入札公告時に提示します。
22					地元貢献の考え方を提示してほしい。	評価基準は、入札公告時に提示します。
23	光熱水費	実施方針	p7	13	光熱水費について実費精算の採用(もしくは著しい負担増となった部分を貴市にて負担頂く等)をご検討ください。	ご意見として承ります。なお、本事業では新たなごみ処理施設から供給される余熱・電気を無償で使用することができます。
24	物価変動リスク	資料1 リスク分担表	p31	26~27	光熱水費に関する物価スライドの考え方について協議させてください。	入札公告時にお示します。
25	物価変動リスク	資料1 リスク分担表	p31	26~27	資材価格の高騰等による建設工事の上昇が続いており、物価スライドによる対価の見直しに関する方針をお示ください。債務負担行為承認時を物価スライドの起点として頂けますよご検討ください。	入札公告時にお示します。
26	使用料等	実施方針	p7	12	自主事業や目的外使用にかかる使用料の想定についてご教示ください。	久喜市行政財産の使用料に関する条例に基づき、使用開始時点の土地、建物の評価額を踏まえ決定するため、正確な金額はお示しできないが、現時点では、土地(公園):数百円程度/㎡・月、建物(余熱):数千円程度/㎡・月を見込んでおります。参考価格は、入札公告時に提示します。
27	修繕業務	要求水準書	p80	8(5)	修繕に必要な経費を毎年度支払う、とありますが、計画に基づく実費払いを想定されているのでしょうか。	入札公告時にお示します。
28	設計・建設・工事監理業務の対価	実施方針	p6	11(1)ア	出来高に応じて支払われるとのことですが、竣工後の支払いをもって施設整備費は全額支払われ、割賦での支払いはないとの理解でよろしいでしょうか。割賦支払額としてどの程度を予定しているか。	前段:割賦も併用します。 後段:入札公告時にお示します。
29	設計・建設・工事監理業務の対価	実施方針	p14	建設業務	「平成20年4月1日から」とあるが、5年程度対象を広げられないか。	対象期間を「平成15年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間」に修正します。 詳細は、入札公告時にお示します。
30	設計・建設・工事監理業務の対価	実施方針	p14	維持管理業務を行う者	公園の管理について、面積等の要件はないと考えてよいか。	面積の要件はありません。ただし、街区公園を除きます。
31	駐車場料金の徴収について	要求水準書(案)	p16	(カ)駐車場	駐車場料金を徴収することについて	徴収は想定しておりません。放置車両等の対策は別途ご検討ください。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
32	利用料金の統一について	要求水準書(案)	p15	表1-6施設の利用料金	市内・広域と広域以外の料金を統一することについて	不可とします。
33	屋上の散策路について	要求水準書(案)	p41	屋上への散策路の設置	余熱利用施設の屋上への人の立ち入りを禁止することについて	事業者の提案によるものとしますが、新ごみ処理施設との連続・一体性の考慮をお願いします。
34	屋上の散策路について	要求水準書(案)		渡り廊下	渡り廊下接続についての情報提供がほしい。また、下足入等が必要か。	前段: 入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定) 後段: 事業者の提案によるものとします。なお、新ごみ処理施設側からは土足になります。
35		要求水準書(案)			物価変動に応じ、利用料金の変更に係る協議はできるか。	条例の上限内で、協議に応じるものとします。
36		要求水準書(案)			ごみ処理施設からの余熱や電気の供給が停止した場合、協議先はごみ処理施設事業者又は市のどちらになるか。	市です。
37	サービス対価について	実施方針	p6	事業者の収入等	本件に関するサービス購入料相当額の準備はありますか?各費用の内訳が知りたい。	予定価格は入札公告時にお示しします。内訳を開示することはできません。
38	公園の設計全般について				本多清六記念公園の設計に際し、具体的に整備すべき事項はあるか。	事業者の提案を期待します。
39	公園の維持管理全般について				調整池を設ける意図は豪雨等の影響か。また、斜面などを芝で仕上げることはどのような意図か。	前段: 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき設置が必要です。 後段: 通常は芝生広場等として利用できるものをイメージしています。
40	公園の運営全般について				調整池内にバーベキューエリアを設けてもよいのか。	可能とします。
41	物価変動リスクについて	実施方針		リスク分担表(NO26)	物価変動リスクの市と事業者の負担方法、対象期間(特に当初基準となる日)について、お考えをご教示ください。	入札公告時にお示しします。
42	公園の建設業務を担う者の実績要件について	実施方針	p14	公園の建設業務を担う者	工事実績の期間の拡大について。都市公園の工事はそれほど多くないことから、対象期間を拡げてほしい。	対象期間を「平成15年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間」に修正します。 詳細は、入札公告時にお示しします。
43	公園の建設業務を担う者の実績要件について	実施方針	p14	公園の建設業務を担う者	SPCから請負契約として、ゼネコンで造成、造園は造園企業という役割分担を想定する際、造成のみを行う企業は、実績要件を満たさなくてもよいのか。	お見込みのとおりです。
44	余熱利用施設の工事費等の支払条件について	実施方針	p6	設計・建設・工事監理業務の対価	割賦払いはあるでしょうか。余熱利用施設の設計・建設・工事監理業務のサービス対価についても、出来高払いを設定していただけないでしょうか。	前段: お見込みのとおりです。 後段: 原案どおりとします。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
45	公園設計条件の確認	要求水準書(案)	p44	5.設計業務(公園施設)	公園のゾーニングのイメージ図(新たな森づくりゾーン・憩いの広場ゾーン・調整池ゾーン・駐車場ゾーン)の位置、面積、構造等について、指定はあるか。また、残土搬出入の規定(ルート、搬出入先の指定)の有無を教えてください。	前段:要求水準書(案)P45ゾーニングについてはイメージを示したものであり、位置、面積、構造等も含めて事業者の提案によるものとします。 後段:搬出入ルートは事業者にて設定ください。搬出入先の指定はありませんが、事業者にて、適正処理が行われるよう確認し、報告してください。
46	公園設計条件の確認	要求水準書(案)	p44	5.設計業務(公園施設)	調整池は緑化が望ましいとのことだが、緑化に限るのか。	緑化に限定するものではありませんが、通常は芝生広場等の公園機能として利用できるものをイメージしています。
47	公園設計条件の確認	要求水準書(案)	p44	5.設計業務(公園施設)	単独のスポーツ施設は不可とあるが、どのようなものを想定しているか。	例えばテニスコートなど、その競技以外の用途で使うことができない施設は不可とします。提案施設については、提案書提出前に、予め本市と協議ください。
48	余熱利用施設	要求水準書(案)	p21	3.設計業務(共通事項)	新ごみ処理施設との“一体性に配慮した建築デザインや施設配置とすること”について更なる資料提供がほしい。また、渡り廊下と屋上庭園の両方を接続することは必須の要件か。	前段:入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定) 後段:渡り廊下接続は必須であり、屋上庭園についても、新ごみ処理施設からの連続性のある提案を期待します。
49	飲食機能の運営収入について	要求水準書(案)	p8	表1-2	飲食機能の運営を委託する場合に、その収入をSPCの収入とするのではなく、委託先の収入とすることは可能でしょうか。	飲食機能分を含め、要求水準書P89に示す、毎事業年度の事業報告書(収支決算書を含む)を提出することを条件に認めます。
50	提案施設の運営収入について	実施方針	p7	提案施設の運営に係る収入	提案施設の運営を委託する場合に、その収入をSPCの収入とするのではなく、委託先の収入とすることは可能でしょうか。	提案施設分を含め、要求水準書P89に示す、毎事業年度の事業報告書(収支決算書を含む)を提出することを条件に認めます。
51		要求水準書(案)			太陽光パネルの設置について、どの程度期待があるか。	要求水準書(案)に記載のとおりを想定しています。
52		実施方針			市内企業の活用について、評価の対象となるか。	詳細は、入札公告時にお示しする落札者決定基準をご参照ください。
53		要求水準書(案)	p.13	浸水想定	浸水想定について、特に公園内に保全すべき場所がある意図か。	浸水想定の実事を記載したものであり、公園における具体的な想定はありません。
54		要求水準書(案)	p.48	公園	「他の公園」の記載があるが、どのような意図か。また、総合公園に該当する理解でよいのか。	前段:「他の公園や施設にはない」を削除します。 後段:お見込みのとおりです。
55		要求水準書(案)		防災対策	避難場所としての想定する諸室はあるか。	要求水準書P25に記載のとおりです。
56		実施方針		予定価格	入札公告時に予定価格は公表される理解でよろしいでしょうか。価格点の算定式も提示される理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	利用料金収入	実施方針	p6		利用料金収入の考え方 利用料金は、事業者の提案に基づき、条例を制定する理解でよいのか。 質を向上させ、利用料金を高くする提案は可能か。	前段:お見込みのとおりです。 後段:利用料金は、要求水準書(案)p.14-15に記載のとおり、目安及び市内類似施設の利用料金を参考に設定ください。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
58	価格評価の考え方	実施方針	p7		価格評価の方法 事業者が負担する運営費の考え方は、サービス対価と利用者収入との差し引きという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
59	資格要件	実施方針	p13		各業務の資格要件について 設計業務を行う者の資格要件において、1級建築士事務所登録を課しているが、他市事例を勘案し、要件を除外してほしい。	公園の設計業務を行う者については、一級建築士事務所の登録を不要とし、建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録(造園部門又は下水道部門等)を受けた者であることを求めます。 詳細は、入札公告時に示します。
60	資格要件	実施方針	p13		各業務の資格要件について 公園の維持管理実績については、都市公園の面積要件はないと考えてよいか。	お見込みのとおりです。ただし、街区公園を除きます。
61	物価変動リスク	実施方針	p31		物価変動のリスク分担について 起算日や算定方法を提示してほしい。	入札公告時にお示します。
62	提案施設	要求水準書(案)	p97		提案施設として認められる施設	提案施設は、余熱利用施設内または公園施設として本事業の予定価格の範囲内で整備可能な施設です。本事業の目的に即し、公共施設として相応しい施設であれば、提案施設として認めます。ただし、提案施設は公共施設となることから、公共施設の集約(アセットマネジメント)の観点から、延べ床面積6,000㎡程度となるよう留意してください。提案書の提出前に、提案内容について、予め本市と協議ください。 加えて、公園における提案施設については、要求水準書P8、P54に記載の事項をご確認ください。 ・建築物以外のものを対象とする。 ・都市公園法に定める公園施設とする。(原則として、公園事業の国庫補助対象となる施設とします。) ・ただし、単独での運動施設の提案は不可とする。 ・公園施設のうち、飲食店、売店その他当該施設から収益が生じる施設については、付帯施設として提案すること。
63	付帯施設	要求水準書(案)	p98		付帯施設として認められる施設	付帯施設は、設置管理許可により公園内に民間施設として整備可能な施設です。都市公園法に掲げられる施設であることを前提として、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能であれば認めます。 なお、要求水準書P98に記載のとおり、公園施設の設置管理許可を受ける必要があり、また、本市に対し、使用料を支払うものとなります。
64	維持管理業務に係る仕様書	要求水準書(案)	p87	第51(3)	業務・点検の実施回数「資料7 主な維持管理業務項目詳細一覧(参考)」を標準案とし、これと同等あるいは上回る水準で実施するものとするとの記載がありますが、設備の構成や設備容量が未定であるため、点検回数は、法令を遵守したうえで、事業者の提案として頂けないでしょうか。	資料は参考であり、点検回数は、法令を遵守したうえで、事業者の提案を期待します。
65	飲食機能	要求水準書(案)	P39	第2章第4設計業務(余熱利用施設) (3)各機能に係る要件	飲食機能を担う者が撤退した場合は、ペナルティの対象や違約金の発生があるのでしょうか。 また要求水準書の14ページでは飲食機能の開館時間は事業者の提案によるとありますが、事業期間の途中でも協議により変更することは可能でしょうか。	前段: 入札公告時に提示します。 後段: お見込みのとおりです。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
66	飲食機能	要求水準書(案)	P39	第2章第4設計業務(余熱利用施設)(3)各機能に係る要件	飲食施設を公園に整備する場合、付帯施設ではなく公共施設の扱いとなるか。	お見込みのとおりです。
67	光熱水費の負担	要求水準書(案)	p7-8		自主事業(教室・物品販売等)の光熱水費もサービス対価に含めて頂けませんか。	ご意見として承ります。
68	光熱水費の負担	要求水準書(案)	p8		余熱利用が停止した場合の光熱水費は貴市の負担とのことですが、サービス対価に含めることなのか、それとも実費精算を想定されているのか、どちらでしょうか。	供給停止日数が7日/年を超えた場合には、8日/年以降の燃料費の増額分を市が負担する予定です。
69	中学校の水泳授業	要求水準書(案)	p34		①学校利用の際の事業者側の人員配置や水泳指導の有無等をご教示ください。 ②また、これに掛かる費用はサービス対価または別途委託料として頂ける認識で宜しいでしょうか。 ③学校利用により減少する収入逸失分については、補填がある認識で宜しいでしょうか。 ④開催頻度・対象校	①学校利用の実施を含め、詳細は未定です。 ②支払い方法も未定です。 ③補填する予定はございません。 ④詳細は未定ですが、現在は、各学校・学年ごとに年1~4回程度の授業を行っています。対象は市内の中学校を想定しています。
70	炭酸風呂の設置	要求水準書(案)	p37		炭酸風呂を設置した場合、追加で発生する費用については別途貴市が負担頂ける認識で宜しいでしょうか。	炭酸泉装置の設置は必須とし、本事業のサービスの対価に含まれるものとします。
71	総括責任者の変更	要求水準書(案)	p88		総括責任者の変更の申し出について、「2か月前までに」という期限を削除頂きたいです。	ご意見として承ります。
72	スライダー	添付資料5			スライダーについては必須施設ではなく、提案施設(機能)にして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。規模については、事業者の提案によるものとします。
73		要求水準書(案)	p84		健康診断については、法的な義務付けの範囲内でしょうか。	お見込みのとおりです。
74		要求水準書(案)	p16	多目的室	「具体的な予約方法は事業者の提案によるものとする。」とあるが、公共施設予約システムの利用が可能か。	可能です。
75		要求水準書(案)			開館記念式典について、主催及び費用負担は市の理解でしょうか。	主催は市であり、式典等の準備・実施に係る費用は開業準備業務として本事業に含まれます。具体的な来賓者数等の想定はありません。
76		要求水準書(案)			愛称募集のスケジュール、具体的な協力内容を知りたい。	スケジュールは未定ですが、愛称の募集を行う場合は、工事に支障ないスケジュールとなるよう協議によるものとします。協力業務としては、ホームページでの愛称募集や、看板設置等を想定しています。
77	使用料の設定	実施方針	p7		自主事業に係る目的外使用及び付帯事業における使用料等を、条例に基づき設定すると記載されていますが、具体的に設定頂けないでしょうか。	久喜市行政財産の使用料に関する条例に基づき、使用開始時点の土地、建物の評価額を踏まえ決定するため、正確な金額はお示しできないが、現時点では、土地(公園):数百円程度/m ² ・月、建物(余熱):数千円程度/m ² ・月を見込んでおります。参考価格は、入札公告時に提示します。
78	サービス対価の上限額				入札説明書に示されるサービス対価の上限額に対して、市の積算した金額の内訳を参考値として掲載してほしい。	内訳を開示することはできません。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
79	新ごみ処理施設との一体性	要求水準書(案)	p21		新ごみ処理施設との一体性(デザインや動線)が求められています。計画されている情報はどの程度頂けるのでしょうか。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
80	新ごみ処理施設との一体性	要求水準書(案)	p41		新ごみ処理施設と渡り廊下や上部の接続を要求されていますが、整備費はどのように積算すべきでしょうか。	基本的には、それぞれの事業者がごみ処理施設区域と余熱利用施設区域の境界までの整備となります。入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
81	延床面積について	実施方針	p22		余熱利用施設は6,000㎡程度との記載がございますが、各諸室の面積を含め、上限を±10%程度お認めいただけませんかでしょうか。	余熱利用施設は、公共施設の集約(アセットマネジメント)の観点があることから、原則6,000㎡程度とし、具体的な面積は事業者の提案によるものとします。
82	備品等の市との事前協議	要求水準書(案)	p27		備品等の市との事前協議はいつ頃、どの程度の精度の内容で協議する予定でしょうか。	設計業務または建設工事業務期間に協議を行います。
83		実施方針			施設整備期間、維持管理運営期間で代表企業を変更する提案は可能でしょうか。	不可とします。
84		実施方針			提案施設及び付帯施設実施企業について、入札時まで追加参加資格申請をお認めいただきたい。	本市が認めた場合は、追加可能です。
85		実施方針	p13		設計企業に求められる資格要件「屋内温水プール施設の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績」を、「屋内温水プール施設の設計業務を完了した実績」としていただけないでしょうか。	設計の実績を「実施設計業務を完了した実績」に修正します。
86	提案施設に建築物を含めることの可否について	要求水準書(案)	p8	表1-2 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	公園の提案施設の欄において建築物以外のものを対象とするとあり、自主事業に係る売上は運営収入とすることが可能とありますが、例えばふれあい動物園、フィールドアスレチック、体験農場、温室植物園のような公園施設と理解すればよろしいでしょうか。その際、施設運営にかかわる建築物が必要となる可能性がありますが、それら建築物は建設可能という理解でよろしいでしょうか。	前段: 提案施設は、本事業の予定価格の範囲内で整備可能な施設です。本事業の目的に即し、公共施設として相応しい施設であれば、提案施設として認めます。ただし、提案施設は公共施設となることから、公共施設の集約(アセットマネジメント)の観点から、延べ床面積6,000㎡程度となるよう留意してください。提案書の提出前に、提案内容について、予め本市と協議ください。 後段: 当該施設から収益が生じる施設については、付帯施設として提案してください。
87	設置管理使用料の考え方	要求水準書(案)	p8	表1-2 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	公園の提案施設に建築物を含めることの可否に関連して、建築物を伴うが利用者から料金を収受しない(=収益を得ない)ものを追加提案したい場合、建築物部分は提案施設とできるか。できない場合、建築物部分を付帯施設として事業者負担で整備を検討するが、設置管理使用料は免除としていただくことは可能か。	前段: 上記と同様 後段: 不可とします。
88	新ごみ処理施設の遊具	要求水準書(案)	p48	ウ. 遊具	新ごみ処理施設に設置される予定の遊具の内容や設置位置をご教示いただけるか。開示はいつ頃か。	現時点では開示ができないため、詳細は、事業契約締結後に協議します。要求水準書「また、新ごみ処理施設に設置(予定)される遊具を踏まえて計画すること。」は削除します。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
89	本多清六博士を顕彰する森	要求水準書(案)	p50		本多清六記念館は、本事業とは別途整備される理解でよいか。	お見込みのとおりです。
90		実施方針			入札参加資格登録が間に合うように、スケジュールに配慮いただきたい。	配慮します。スケジュールの詳細は入札公告時に示します。
91		要求水準書(案)	p20		調整池の設計については、技術士(上下水道部門)でも差し支えないよう、配慮いただきたい。	可能とします。要求水準書を修正します。
92	プレオープン期間の提案について	実施方針	p4	(3) 開業準備業務	運営開始日前に開業準備(期間内)業務としてプレオープン等を実施することは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
93	事業者選定プロセスにおける事業者側の参加人数について	実施方針	p10	第2節 募集及び選定の手順1. 募集及び選定スケジュール	事業者選定プロセス(個別対話、プレゼン)での参加者の人数制限について、明確な役割(分担)を有する場合は配慮頂けますでしょうか。	会場の都合等も踏まえ、適宜緩和いたします。
94	参加資格要件	実施方針	p12	1	協力企業を参加表明書に明記とありますが、参加表明書提出後に新たな協力企業を追加することは可能でしょうか。	本市が認めた場合は、追加可能です。
95	審査及び案に関する事項	実施方針	p18	1	提案審査内容について、貴市が特に重要視する項目についてご教授ください(配点基準等)	配点等は、入札公告時にお示します。
96	付帯施設(付帯事業)	実施方針	p22	第2節 施設要件 1. 整備対象施設	付帯施設(付帯事業)の具体的なイメージを共有させて下さい。 余熱利用施設内での物品販売は付帯施設に該当するか。	前段: 付帯施設は、設置管理許可により公園内に民間施設として整備可能な施設です。都市公園法に揚げられる施設であることを前提として、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能であれば認めます。 なお、要求水準書P98に記載のとおり、公園施設の設置管理許可を受ける必要があり、また、本市に対し、使用料を支払うものとします。 後段: 余熱利用施設内で本施設に関連した物品販売等を行う場合は、自主事業として提案が可能です。
97	リスク分担	実施方針	p32	資料1 N o 63 64	感染症拡大等、不可効力による需要の変動については事業者負担でしょうか。	新たな感染症が拡大し、本市が施設の休館を指示した場合には「不可抗力」によるものと考えています。ただし、今後の国の方針や状況を踏まえながら、市と事業者で協議により判断していくこととなります。
98	設計業務(余熱利用施設)	要求水準書(案)	p26	1	新ごみ処理施設のデザイン及び事業コンセプトをご教授下さい。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
99	備品リストについて	要求水準書(案)	p60	4什器・備品閲覧 資料12備品リスト	資料の有無について(開示時期について)	現在も資料の閲覧可能です。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ 番号	該当箇所	確認したい内容	回答
100		実施方針			都市公園の整備に係る発注件数は少なく、実績を有する者が限られることから、公園整備の実績要件をあと5年延ばしてほしい	対象期間を「平成15年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間」に修正します。 詳細は、入札公告時にお示しします。